

半田市若年層健康診査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、健康診査を受ける機会の少ない市民の健康の保持及び増進を図るために行う若年層健康診査（以下「若年層健診」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 若年層健診の対象者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 受診する年度の年度末において、16歳以上39歳以下の者
- (3) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の法律に基づき事業者が行う同等の健康診断の受診の機会を他に有しない者

(実施方法)

第3条 若年層健診は、市長があらかじめ定める日時及び場所において、集団健診により実施する。

2 市長は、若年層健診を適切に実施することができる医療機関及び健診機関（以下「健診機関等」という。）に委託するものとする。

(受診回数)

第4条 若年層健診の受診回数は、同一年度内において1回限りとする。

(自己負担金)

第5条 若年層健診の受診に要する自己負担金は無料とする。

(検査項目)

第6条 若年層健診の検査項目は、次のとおりとする。ただし、第11号から第13号までの検査項目については、受診日時点で半田市国民健康保険被保険者（以下「国保被保険者」という。）で当該年度の若年層健診の結果において、それぞれ別表第1に定める基準のいずれかに該当する者で、健診を実施した医師が必要と認めるものに限り行うものとする。

- (1) 既往歴の調査
- (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- (3) 身長、体重及び腹囲の検査
- (4) BMIの測定
- (5) 血圧の測定
- (6) 肝機能検査
- (7) 血中脂質検査
- (8) 血糖検査

- (9) 尿検査
- (10) 腎機能検査
- (11) 貧血検査
- (12) 心電図検査
- (13) 眼底検査

(健診結果の通知)

第7条 市長は、若年層健診を実施した健診機関等を通じて、受診者に対し健診結果を通知するものとする。

(保健指導)

第8条 市長は、受診者のうち国保被保険者について、若年層健診の結果に応じて別表第2に定める基準に従い、次に掲げる階層に区分し、保健指導を実施する。

- (1) 動機付け支援
- (2) 積極的支援

2 保健指導の方法は、厚生労働省が定める「標準的な健診・保健指導プログラム」に準ずるものとする。

3 市長は、保健指導を健診機関等に委託するものとする。

(実施報告)

第9条 健診機関等は、若年層健診及び保健指導に関する記録を文書及び電磁媒体により作成し、市に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）

検査項目	基準
貧血検査	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者
心電図検査	(1) 収縮期血圧が 140mmHg 以上であること。 (2) 拡張期血圧が 90mmHg 以上であること。 (3) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査において不整脈が疑われること。
眼底検査	(1) 収縮期血圧が 140mmHg 以上であること。 (2) 拡張期血圧が 90mmHg 以上であること。 (3) ヘモグロビン A1c が 6.5%以上 (NGSP 値) であること。

別表第2（第8条関係）

腹囲	追加リスク		喫煙歴	階層区分
	①血糖②脂質③血圧	該当数		
≥85cm (男性) ≥90cm (女性)	①HbA1c(NGSP)5.6%以上又は空腹時血糖 100mg/dl 以上	2つ以上	/	積極的支援
	②空腹時中性脂肪 150mg/dl 以上(随時中性脂肪 175mg/dl 以上)又は HDL コレステロール 40mg/dl 未満		1つ	
	③収縮期血圧 130mmHg 以上又は拡張期血圧 85mmHg 以上			なし
上記以外で BMI ≥ 25	①HbA1c(NGSP)5.6%以上又は空腹時血糖 100mg/dl 以上	3つ	/	積極的支援
	②空腹時中性脂肪 150mg/dl 以上(随時中性脂肪 175mg/dl 以上)又は HDL コレステロール 40mg/dl 未満	2つ	あり	
	③収縮期血圧 130mmHg 以上又は拡張期血圧 85mmHg 以上	1つ	なし	動機付け支援